

今、子どもたちに必要なこと、保護者との合意を積み重ねて

佐藤秀樹

福島県福島市 渡利学童保育きりん教室 指導員

福島市の渡利学童保育きりん教室（以下、きりん教室）は、一九七九年に発足した父母会運営の学童保育です。福島市南東部に位置する渡利小学校に通う子どもを中心に、現在一年生から六年生までの六三人の子どもたちと六人の指導員が日々、生活しています。発足直後から、現在の古い貸家に居をかまえ、目の前にある八幡神社の敷地は子どもたちの格好の遊び場でした。

福島第一原発からは直線距離で北西に約六〇キロメートル。渡利地域は福島市内で「比較的放射線量が高い地域」と言われ、マスコミなどでも何度も取りあげられました。震災後、放射能についてさまざまな情報が飛び交い、かつ国や東京電力など事故を起こした責任のある人々の「無責任な」発言も続いています。

「本当に福島・渡利で子育てを続ける努力をしています。

行政のなかでの位置づけと法的な課題

二〇一一年、福島市は「子どもたちがいる場所を優先的に除染すること」を計画しましたが、当初、小・中学校、幼稚園・保育園の名があげられるだけで、学童保育の文字はいっさいありませんでした（その後、学童保育も除染対象になりました）。除染の完了した小学校や保育園などでは（保護者が外遊びをさせない）と決めた場合を除き）、早くから、校庭・園庭での外遊びが始められました。しかし、学童保育は施設設備が個々バラバラで、小学校の敷地内にあつて校庭が使える場合などを除き、外遊びスペースが確保できないところが多くあります。

きりん教室の目の前の神社の除染

「でいいの」と多くの保護者が事故当初から現在にいたるまで、大なり小なり不安を抱いています。

「子どもにとって今、なにが必要か」で一致点をつくることを大切に

私たち指導員は、子どもたちの成長にとって自然との関わりや生活体験は、教室での学習やスポーツでは代えることができないものと考えています。虫を拾ったり、泥で遊んだりという自然にふれること、道路を安全に歩くこと、どんな体験も子どもたちにとってはとても大事だと思っております。

でも、今の小学校一年生から二年生の子どもたちは、就学前から近所の散歩すらできないまま入学したという子どもも多いと感じています。その結果、自動車に対する危機感（細い道で車が通るときには脇によける）などの交通

は、「学童保育の敷地ではない」ということで、きりん教室の除染（二〇一一年に実施）と同時にを行うという願いは叶いませんでした。渡利地域全域を除染するという流れのなかで神社の除染も行われましたがこれは、二〇一三年八月になってようやく実施されました。しかし、「除染漏れ」と思われる所があること、除染された土がビニールシートで覆い隠された状態で神社敷地の一角に置かれていることなどがあつて、保護者は、神社敷地内の全面的な遊びには未だにOKを出せずにあります。

法的には、外遊びも含めた学童保育の施設設備についてはなにも決められていませんが、こうした制度の不備が、「万が一」のときに、子どもたちの生活に非常に大きな影響を及ぼすことを痛感しています。

安全の基本も含めて）が薄い子どももいます。なにかも放射能のせいにするつもりはありませんが、その年代ごとに体験すべきことが奪われたのは、原発事故の影響だと思っています。

きりん教室で、子どもの自然体験や生活体験をどのように積みあげるか、できるところから始めたいと、指導員同士で話しあいました。そして、「保養」や「リフレッシュ」のイベント的なものではなく、「毎日の生活を大事にしよう」と確認し、今年から、プラントなども使いながら朝顔やひまわりを育て、朝顔の花で色水をつくったりもしました。除染の済んでいる小学校の校庭に出かけ、虫を探したり、池のオタマジャクシをすくったりもしました。個々の家庭の判断にも対応しながら、きりん教室としては、「除染された場所」限定で、こうした自然にふ

保護者たちが力をあわせること

きりん教室の父母の会では、「子どもたちの生活をどう組み立てていくか」という議論を続けてきました。二〇一一年五月に開かれた総会では、「渡利小学校の対応と同様に、『子どもたちが浴びる放射線量をできるだけ低く抑えつつ、必要な体験をどう積み上げていくのか』という対応をしていく」ことを確認すると同時に、「父母の会だけの取り組みでは子どもたちを守れない。行政に要望すべきことは要望すべきではないか」との意見が保護者から出されました。

二〇一二年の一学期は、きりん教室の除染は済んでおらず、狭い室内で子どもたちは強いストレスを抱え、おちつきのない生活が続けていました。父母の会では、「せめて夏休み中だけでも、除

染がされた校庭でのびのびと遊べるようにしてあげたい」と、夏休み中の小学校の図工室(元幼稚園で、校舎と別棟)の借用を学校に申し入れ、その後、福島市の児童福祉課へ、市長あての要望書(夏休み中の小学校借用やきりん教室の敷地と目の前の神社の除染、緊急避難的な意味も含めた恒常的な小学校への移転などを要望)を提出しました。

私たちの要望を受けて、児童福祉課が教育委員会と交渉し、「児童福祉課が教育委員会から小学校敷地内の図工室を借用し、きりん教室が使用する」ことになりました。

この夏休み中だけの小学校敷地内への移転は、その後も続いています。

きりん教室父母の会では、二〇一一年度中に四回、要望書を提出しています。二〇一二年二月から三月にかけては、「きりん教室を渡利小学校敷地内

へ移転させること」を求めた署名運動を実施しました。保護者が自分の職場などでも集め、また全国からも協力をお願いして、一か月で約六〇〇〇筆を集約。健康福祉部長と市議会議長へ届けました。

移転の要望は実現してはいませんが、こうした運動を進める議論を通じて、保護者同士が率直に意見を交換できるようになったことは、放射能対策だけでなく、保護者が学童保育の運営に積極的に関わるうえからも重要であつたと考えます。

*福島の子どもたちと学童保育の問題は、なにか結論が出ているものではありません。これからも悩みながら、選択しながら、子どもたちの現状を冷静に見つめ、保護者と一緒に考えつつつけていかなければいけない課題が山ほどあります。拙書『あの日からもすつと、福島・渡利で子育てしています』(かもがわ出版、二〇一三年六月刊)を、さまままある福島の声の一つとしてお読みいただければ幸いです。